

## ① 基本理念

第二次宇佐市総合計画（平成27年度～令和6年度）において、『健やかな暮らしを支えるまち』を掲げて、高齢化とともに核家族化が進行する中、誰もが健康でいきいきとした暮らしが送れる地域社会の構築に向けて、健康・医療・福祉・介護など各種サービスの充実を図り、市民の健やかな日常生活を支えることを目標としています。

本計画においても、この理念のもと、施策の継続性を図るため、基本理念は、第一次計画の「市民が心豊かにいきいき生活できるまち」を踏襲し、住み慣れた地域で心身ともに健康で暮らせる期間、健康寿命の延伸を目標に、個人と地域社会の力を合わせ、市民の健康づくりを総合的に推進します。

### 基本理念

市民が心豊かにいきいき生活できるまち

## ② | 計画の体系

基本方針	重点分野	取り組みの方向性
1. 健康づくりを支える環境整備	(1) 市民主体の健康づくりの支援と健康を支えるしくみの充実	①生涯を通じた健康づくりに取り組みやすい環境づくり
2. 生活習慣病の発症及び重症化予防	(1) がん	②発症予防の推進 ③早期発見・早期治療の推進
	(2) 循環器疾患 (脳血管疾患、虚血性心疾患)	④発症予防の推進 ⑤早期発見・早期治療の推進 ⑥重症化予防の推進
	(3) 糖尿病	⑦発症予防の推進 ⑧早期発見・早期治療の推進 ⑨重症化予防の推進
3. 6つの分野に関する健康づくりの推進	(1) 栄養・食生活	⑩健康的な食生活の確立
	(2) 身体活動・運動	⑪運動習慣の定着の推進
	(3) 歯・口腔の健康	⑫歯・口腔の健康の推進
	(4) 休養・こころの健康	⑬こころの健康の推進
	(5) アルコール	⑭アルコール対策の推進
	(6) たばこ	⑮喫煙習慣の改善

※市が実施している主な健康づくり関連事業については、参考資料52～59ページを参照

### ③ 基本方針

#### 基本方針1 健康づくりを支える環境整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要です。

このため、市民が主体的に行う健康づくりの取り組みを総合的に支援するほか、地域の社会的資源や人的資源の活用及び育成に積極的に取り組み、健康を守り、増進するための環境の整備に努めます。

#### 基本方針2 生活習慣病の発症及び重症化予防

がん、循環器疾患、糖尿病を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進行等の重症化予防にも重点を置いた対策を推進します。

#### 基本方針3 6つの分野に関する健康づくりの推進

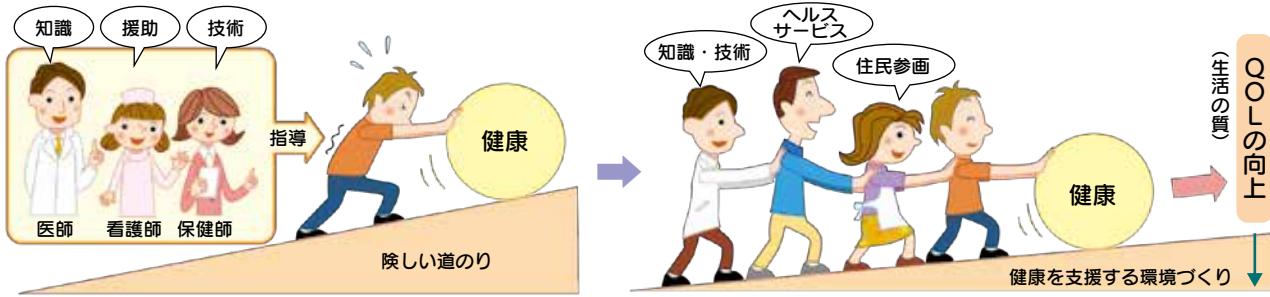
個人の健康を増進するための基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善を継続的に推進していくことが大切です。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状況等の違いにも対応できるよう、あらゆる機会を通じて、それぞれに応じたニーズ、健康課題等の継続的な把握に努めます。

その上で、その内容に応じて、生活習慣の改善に向けた働きかけを積極的に行うとともに、地域や職場等を通じて市民一人ひとりに対し健康増進への意識の醸成を図ります。

##### ヘルスプロモーション活動による健康への道のり

- ヘルスプロモーション活動が普及する以前は、専門家の支援を間接的にしか受けることができず、健康への道のりは険しかった。

- 現在はヘルスプロモーション活動の普及により、専門家の支援を直接受けることができ、健康への道のりも緩やかになった。



藤内修二：公衆衛生，1997：61（9）：637 を引用改変

## 基本方針1 健康づくりを支える環境整備

## 市民主体の健康づくりの支援と健康を支えるしくみの充実

## (1) 今後の取り組み

市民一人ひとりが主体的に行動し、支え合い、地域や人とのつながりを深めるとともに、地域、健康づくり組織、事業所、民間団体等の多様な団体が自発的に健康づくりに取り組み、市民の健康を支え、増進するためのよりよい社会環境を整備することが必要です。

## ■ 健康を支え、守るための社会環境の考え方 ■

## 健康寿命の延伸・健康格差の縮小

## 生活の質の向上

## 社会環境の質の向上

## 健康を支え、守るための社会環境の整備

## &lt;ソーシャルキャピタルの向上&gt;

- ① 地域のつながりの強化

## &lt;多様な活動主体による自発的取組の推進&gt;

- ② 健康づくりに主体的に関わる国民の割合の増加
- ③ 健康づくりの活動に主体的に取り組む企業数の増加
- ④ 健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加

資料：健康日本21（第二次）

## 【取り組みの方向性】

- 生涯を通じた健康づくりに取り組みやすい環境づくり

## 《市民の取り組み》

- 自分の健康を守るとともに、家族や地域の人の健康にも気を配り、地域のみんなと一緒に健康づくりができるように努める。
- 健康づくりの活動に主体的に取り組む。

**《地域・関係機関の取り組み》**

- 地域（自治会、老人クラブ、民生委員、婦人会、地域コミュニティ組織協議会等）、企業・団体（企業、商工会、NPO法人等）、ボランティア組織（健康推進員、食生活改善推進協議会、愛育班等）、学校、保育園やこども園、関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会等）において、健康づくり体制の充実を図り、健康づくりに関する情報を発信する。また、関係機関との連携強化を図る。
- 地域で健康づくりの活動に参加することで、地域のつながりや絆等の強化（ソーシャルキャピタルの水準を上げる）に努める。

**《市の取り組み》**

- 市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するために、健康なまちづくり推進協議会、健康なまちづくり推進庁内会議の充実を図り、健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努める。
- 健康づくりを推進する健康推進員、食生活改善推進協議会、愛育班等の組織活動を支援する。  
地域の自治会、老人クラブ、婦人会等各団体や医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工会、民間の団体、NPOやボランティア等の関係機関との連携を図り、健康なまちづくりを推進する。
- 母子保健、学校保健、職域保健、高齢者福祉等、各分野において各関係機関との連携を図り、生涯を通じた健康づくりを推進する。また、ライフステージに応じた市民が取り組みやすい健康づくり事業などを展開する。
- 妊娠期から子育て期にいたるまでの切れ目ない支援体制を構築するために、子育て世代包括支援センターを設置する。
- 予防接種に関しての普及啓発や対象疾病の充実を図り、疾病予防に努める。

**(2) 現状と目標**

No.	目標項目	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
1	地域同士のつながりが強いと思う人の増加	53.9%	59.0%
2	健康状態がよいと思う人の割合の増加	38.9%	44.0%
3	健康推進員の認知度の向上	23.6%	29.0%
4	食生活改善推進協議会の認知度の向上	24.5%	29.0%
5	愛育班の認知度の向上	18.2%	25.0%

## 基本方針2 生活習慣病の発症及び重症化予防

### ① がん

#### (1) 今後の取り組み

がんの罹患率の減少、死亡率の減少のためには、がんの早期発見、精密検査受診、適切な治療の継続が必要です。自覚症状がなくても定期的にがん検診を受けること、自覚症状がある場合はいち早く医療機関を受診することが大切です。

#### 【取り組みの方向性】

- 発症予防の推進
- 早期発見・早期治療の推進

#### 《市民の取り組み》

- がんに関する正しい知識の習得に努める。
- がん検診を定期的に受診し、精密検査や治療が必要な場合は必ず医療機関にかかり、自分の体の状態を正しく知ることができるように努める。
- がん予防に必要な知識を身につけ、減塩や野菜摂取、禁煙などの生活習慣の改善に取り組む。

#### 《地域・関係機関の取り組み》

- 職場においては、定期的にがん検診が受けられる体制づくりに努める。
- がん対策に関する知識の普及を図る。
- 禁煙に取り組むとともに、分煙対策を充実する。(喫煙はがんの危険因子の一つ)

#### 《市の取り組み》

- がんに関する情報をわかりやすく広報し、がん予防の意識向上を図る。
- がんの早期発見・早期治療ができるよう、職域、医療機関、検診機関等の関係機関と連携し、がん検診を受けやすい体制づくりに努める。
- 要精密者の精密受診率向上に努める。
- 検診データの分析を行い、健康づくりに活用しやすい情報提供に努める。

#### (2) 現状と目標

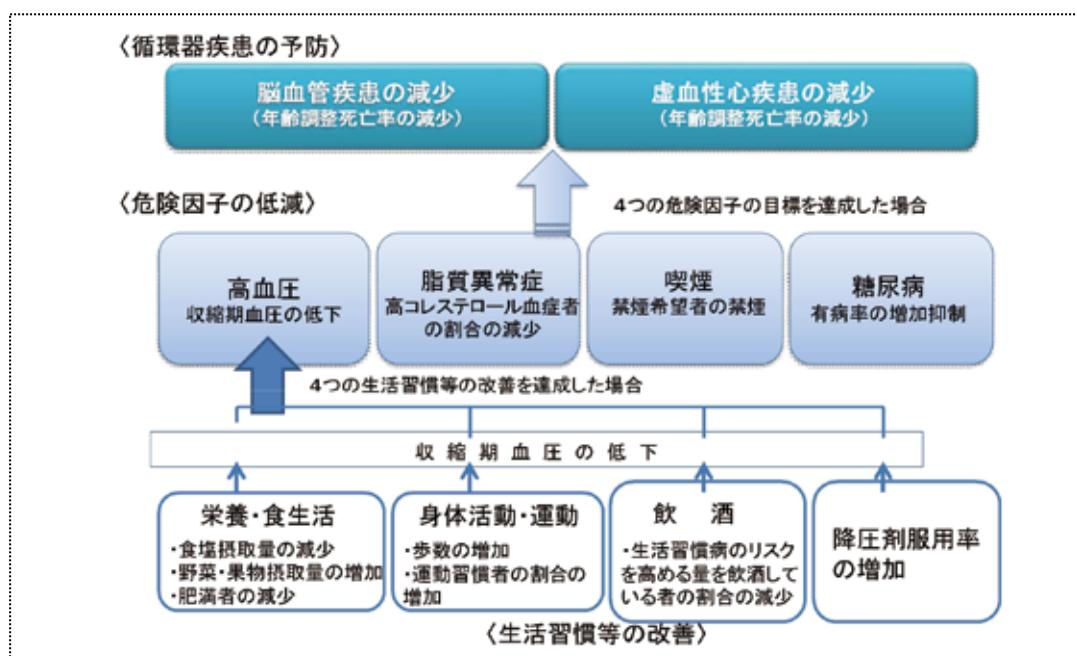
No.	目標項目	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
6	がんのSMRの減少	男性 103.7	100以下
		女性 90.5	
7	肺がん検診受診率の向上	27.7%	30.0%
8	胃がん検診受診率の向上	10.7%	15.0%
9	大腸がん検診受診率の向上	19.1%	24.0%
10	子宮頸がん検診受診率の向上	20.7%	25.0%
11	乳がん検診受診率の向上	23.7%	28.0%

## ② 循環器疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患）

### (1) 今後の取り組み

循環器疾患の代表的な危険因子としては、高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病があり、これらの危険因子が適切に管理されれば、発症リスクを低減することができます。また、認知症の発症や進行を防ぐためにも生活習慣病を予防することが大切です。

#### ■ 循環器疾患に対する基本的な考え方 ■



資料：健康日本 21（第二次）

#### 【取り組みの方向性】

- 発症予防の推進
- 早期発見・早期治療の推進
- 重症化予防の推進

#### 《市民の取り組み》

- 毎年、定期的に健診を受け、必要に応じて専門家のアドバイスを受ける。
- 精密検査や治療が必要な場合は、必ず医療機関にかかり適切に医療を受ける。
- 生活習慣病や認知症等の予防、または悪化を防ぐ為、健康的な食習慣、適度な運動を心がける。
- 適正体重の維持に努め、定期的な血圧測定を行うなど自己管理に努める。
- 健康づくりに関する研修会や講演会に積極的に参加する。

#### 《地域・関係機関の取り組み》

- 定期的に健診を受けられるように、職場の体制を整える。
- 地域や職場、団体、仲間同士などで健康づくりに取り組む。
- 循環器疾患の発症や重症化予防に関する知識を普及し、健康意識の向上に努める。

### 《市の取り組み》

- 生活習慣病を予防するために、健康相談・健康教育・訪問指導体制などを強化し、知識の普及啓発や行動変容を促す。
- 若いうちから生活習慣病を予防できるように普及啓発を行う。
- 受診しやすい健診体制を整備するとともに、受診率向上に努める。
- 医療機関等と連携し早期発見、継続受診、重症化予防に努める。
- 健診結果を分析し、一人ひとりの生活に応じた生活習慣を改善するための特定保健指導及び発症・重症化予防の保健指導を行う。

### (2) 現状と目標

	目標項目	対象者	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
12	特定健康診査受診率の向上	40～74歳	42.3%	55.0%
13	特定保健指導実施率の向上	40～74歳	50.6%	60.0%
14	メタボリックシンドローム該当者の減少	男性	32.7%	28.0%
		女性	11.9%	8.5%
15	高血圧(Ⅱ度以上)に該当する人の減少 (収縮期血圧が160mmHg以上または、拡張期血圧が100mmHg以上)	男性	5.7%	4.0%
		女性	2.2%	1.5%
16	LDLコレステロール高値に該当する人の減少 (160mg/dl以上)	男性	11.6%	8.5%
		女性	17.5%	14.5%
17	脳血管疾患のSMRの減少	男性	118.3	100以下
		女性	143.1	
18	急性心筋梗塞のSMRの減少	男性	188.1	100以下
		女性	185.2	
19	お達者年齢の延伸	男性	78.79歳	79.18歳
		女性	83.89歳	84.0歳
20	自立度Ⅱ以上の認知症高齢者の減少		11.9%	10.0%

### 健康コラム

#### 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他循環器病に係る対策に関する基本法」(脳卒中・循環器病基本法)について

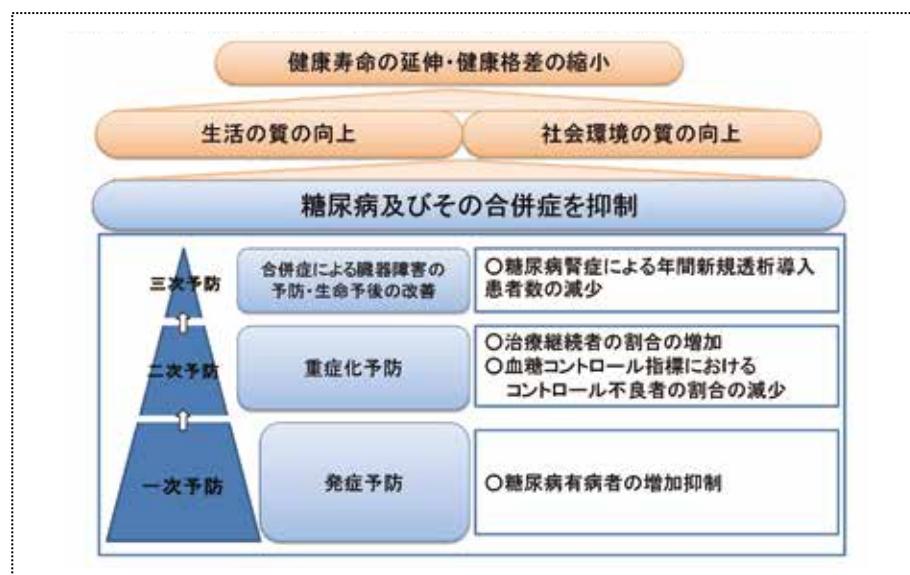
脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」）が、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状から、循環器病の予防に取り組むこと等により国民の健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するよう「脳卒中・循環器病対策基本法」が2018年12月に成立しました。

### ③ 糖尿病

#### (1) 今後の取り組み

一次予防において発症を予防し、二次予防において重症化を予防し、三次予防において合併症による臓器障害の予防や生命予後の改善に取り組むことが大切です。各段階において、糖尿病及び合併症を抑制するために総合的な予防対策が必要です。

#### ■ 糖尿病に対する基本的な考え方 ■



資料：健康日本 21（第二次）

#### 【取り組みの方向性】

- 発症予防の推進
- 早期発見・早期治療の推進
- 重症化予防の推進

#### 《市民の取り組み》

- 毎年、定期的に健診を受け、必要に応じて専門家のアドバイスを受ける。
- 塩分、糖分、脂質を摂り過ぎず、健康的な食習慣や適度な運動や休養を心がける。
- 適正体重の維持に努め、定期的に血糖測定を行うなど自己管理に努める。
- 適切な医療を継続して受け、重症化予防に努める。
- 健康づくりに関する研修会や講演会に積極的に参加する。

#### 《地域・関係機関の取り組み》

- 職場の体制を整え、定期的に健診を受けられるようする。
- 地域や職場、仲間同士などで健康づくりに取り組む。
- 糖尿病の発症や重症化予防に関する知識を普及する。

### 《市の取り組み》

- 糖尿病を予防するために、健康相談・健康教育・訪問指導体制などを強化する。
- より受診しやすい健診体制を整え、受診率向上に努める。
- 健診結果を分析し、一人ひとりの生活に応じた生活習慣を改善するための特定保健指導及び発症予防・重症化予防の保健指導を行う。
- 重症化予防を図るために、糖尿病専門医や糖尿病療養指導士等と連携した教室や相談会を開催する。
- 医療機関、県などの関係機関と連携し重症化予防対策を推進する。

### (2) 現状と目標

No.	目標項目	対象者	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
21	糖尿病有病者の抑制	男性	18.7%	15.5%
		女性	10.6%	7.0%
22	新規透析者の減少	(国保)	10人	5人
23	血糖コントロール不良者の減少 (HbA1C8.4%以上)	男性	1.3%	0.8%
		女性	0.3%	0.2%



糖尿病予防教室の様子

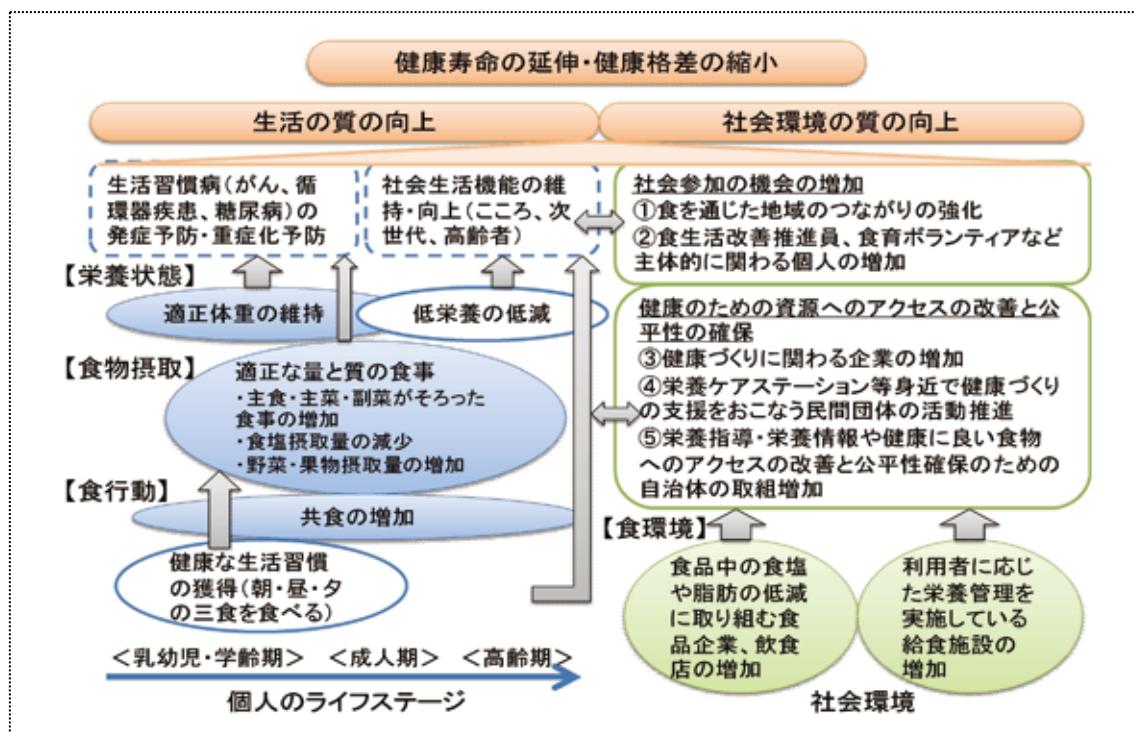
## 基本方針3 6つの分野に関する健康づくりの推進

## ① 栄養・食生活

## (1) 今後の取り組み

栄養・食生活は、生命を維持し子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防のほか、生活の質の向上などの観点からも重要です。

## ■ 栄養・食生活に対する基本的な考え方 ■



資料：健康日本21（第二次）

## 【取り組みの方向性】

- 健康的な食生活の確立

## 《市民の取り組み》

- 家族で朝食の大切さを確認し合い、朝食を必ずとする。
- 1日3食、よくかんで食べる。
- なるべく、家族そろって食事する。
- 栄養のバランスを考え、新鮮で安全な地元の食材を食生活に活かす。
- 間食は、種類、時間、量に気をつけて食べる。
- 塩分、糖分、脂質の摂り過ぎに注意する。
- 適正な体重を維持する。

### 《地域・関係機関の取り組み》

- 健康づくりを支援する健康推進員、食生活改善推進協議会（ヘルスマイト）等の活動を通して、食生活や栄養に関する知識・実践について普及啓発する。
- 学校、こども園や保育園・幼稚園などの食育を通して、健康的な食生活の確立に努める。特に朝食等の生活習慣チェックや朝食の大切さについての学習を行う。
- 学校やPTA、食生活改善推進協議会、栄養士会などの関係機関との連携を図る。
- 地域や職域、関係団体において、食生活や栄養に関する知識の普及啓発に努める。

### 《市の取り組み》

- 健康的な食生活の確立のため、妊娠期から食事の大切さを伝える。また、乳幼児期は、離乳食教室、乳幼児健診、育児教室等を通して、学童期からは学校教育の中で、栄養教諭の専門性を活かした食育を積極的に推進する。
- 広報誌等のあらゆる機会を通して、食の重要性、適切な食事のあり方についての普及啓発に努める。
- 第三次宇佐市食育推進計画に沿って、「毎日、食べよう朝ごはんプロジェクト」や「そろえよう！一汁三菜プロジェクト」を推進する。
- ライフステージに応じた栄養、食生活をテーマにした講座を実施し、正しい知識の普及を図る。
- 減塩メニュー提供店（うさしおメニュー店）の認定拡大や周知に努める。
- 健康づくりを推進する食生活改善推進協議会や健康推進員等の育成、支援を行う。
- 高齢者の低栄養等、適切な食事のあり方についての情報提供や相談を充実させる。
- 栄養士会や食生活改善推進協議会等と連携を図る。

### (2) 現状と目標

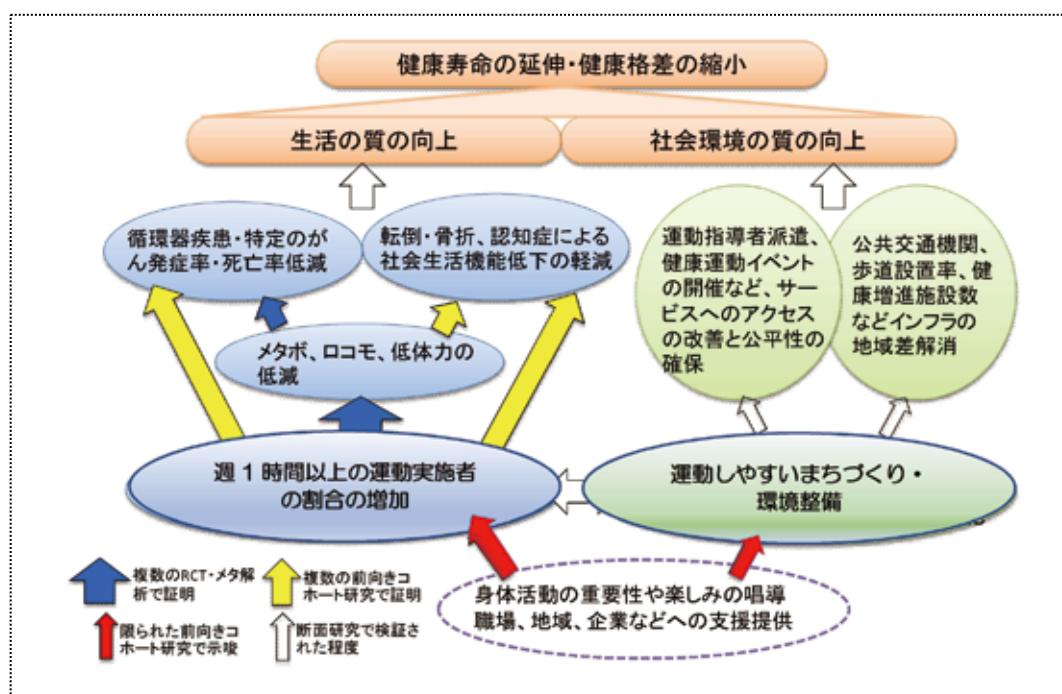
No.	目標項目	対象者	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
24	朝食を毎日食べる人の増加	学童・思春期	89.4%	95.0%
		青壮年期	78.0%	83.0%
25	食事バランスや規則正しい食事に关心がある人の増加	学童・思春期	86.4%	91.0%
		青壮年期	80.9%	85.0%
26	野菜を毎食食べる人の増加	学童・思春期	73.9%	79.0%
		青壮年・高齢期	68.9%	74.0%
27	家庭の食事でいつも薄味を意識している人の増加	青壮年・高齢期 男性	65.7%	70.0%
		青壮年・高齢期 女性	84.2%	89.0%
28	肥満者の減少(BMI25未満)	40～74歳男性	35.7%	30.0%以下
		40～74歳女性	26.4%	21.0%以下

## ② | 身体活動・運動

### (1) 今後の取り組み

身体活動・運動の量が多い人は、運動をしていない人と比較して循環器疾患やがんなどの発症リスクが低いことが実証されていることから、すべての市民が日常の生活の中で、いつでも、どこでも気軽に運動できることが必要です。

#### ■ 身体活動・運動に対する基本的な考え方 ■



資料：健康日本 21（第二次）

#### 【取り組みの方向性】

- 運動習慣の定着の推進

#### 《市民の取り組み》

- 運動の必要性を理解し、有酸素運動や筋力アップなどに取り組む。
- 日常生活の中で、活動量を増やす。
- 家族みんなで楽しく運動する時間をつくる。

#### 《地域・関係機関の取り組み》

- 地域や職場で、健康づくりのための身体活動・運動の必要性について学習するとともに、学習内容を地域に向けて発信する。
- 地域や職場においても、仲間とともに運動ができる体制づくりを行い、運動習慣が継続できるように努める。
- 地域や関係団体において、運動に関する知識の普及啓発や実践できる場づくりに努める。

### 《市の取り組み》

- ライフステージに応じて、運動の必要性や効果、方法について普及啓発に努める。
- 運動と骨粗しょう症の関連についての普及啓発を図る。
- 健康チャレンジ等、誰もが気軽に運動できるような取り組みを展開する。
- 介護予防教室や高齢者ふれあいサロンなどを通して高齢期の運動機能向上に取り組む。
- 健康運動指導士や健康推進員、スポーツ推進員等と連携し運動習慣の普及に努める。
- 宇佐市スポーツ推進計画に沿って、運動やスポーツをしやすい環境づくりを目指す。

### (2) 現状と目標

No.	目標項目	対象者	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
29	日常生活の中で歩く時間が20分以上の人 の増加	壮年期 男性	53.9%	59.0%
		壮年期 女性	59.5%	64.5%
30	地域活動などで体を動かす人の増加	青壮年・高齢期	22.8%	28.0%

### 健康コラム

#### 「いつでも健康チャレンジ」

市では、市民のみなさんの健康づくりのきっかけとなるよう、また取り組みが継続できるように健康チャレンジを実施しています。思い立ったときにいつからでも開始でき、自分のペースで取り組むことができます。健康チャレンジに参加し、条件をクリアし、記録用紙を提出すると500円相当の賞品（年度内2回まで）がもらえます。

**対 象**／市内在住、または通学・通勤している15才以上の方（中学生は除く）

継続できそうなチャレンジを1つ選んで、健康的な毎日を送りませんか。

#### チャレンジの種類



#### 「家族みんなで！健康チャレンジ」

乳幼児・小中学生は、学校や保育園等を通じて、記録用紙を配布しています。家族の方も一緒に参加できるようになっています。（参加賞があります）

### ③ 休養・こころの健康

#### (1) 今後の取り組み

こころの健康を保つため、心身の疲労回復と充実した人生を目指すための休養は重要な要素となっています。健康づくりのための休養には、「休む」と「養う」ことの二つの機能が含まれており、一人ひとりの健康や環境に応じて、これら両者を上手に組み合わせることが大切です。

#### 【取り組みの方向性】

- こころの健康づくりの推進

#### 《市民の取り組み》

- 休養の大切さを知り、疲れたときにはしっかり休む。
- 早寝・早起きを心がけ、睡眠時間を充分にとれるよう努力する。
- 悩みごとなどを何でも相談できる人を見つける。また、相談できる窓口を知っておく。
- ストレス発散の方法を知り、ストレスと上手に付き合う。
- 趣味や楽しみをもち、こころにゆとりを持てるようにする。

#### 《地域・関係機関の取り組み》

- 職場において労働条件を改善し、長時間労働をなくし、過度なストレスがかからないようにするとともに、休養をとりやすくする。
- 地域や職場でこころの健康づくりに関する知識を学習する。
- 誰もが、悩んでいる人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」となる。

#### 《市の取り組み》

- 健康するために「休養」の大切さ、取り方についての普及啓発を図る。
- こころの健康に関する知識の普及啓発に努めるとともに、困ったときの相談先の広報活動・情報提供を行う。
- こころにストレスや悩みを抱える人が気軽に相談できるように相談体制を充実させる。相談内容に応じて、適切な相談機関につなぐ。
- 宇佐市自殺予防対策計画に沿って自殺予防対策の推進や、関係機関のネットワーク構築を図る。  
また、ゲートキーパーの研修会を行う。

#### (2) 現状と目標

No.	目標項目	対象者	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
31	睡眠による休養を十分とれている人の増加	青壮年期 男性	55.5%	60.0%
		青壮年期 女性	55.1%	60.0%
32	休養が必要だと感じた時、休める人の増加	青壮年期 男性	73.5%	78.0%
		青壮年期 女性	70.2%	75.0%
33	何でも相談できる相手がいる人の増加	青壮年期 男性	47.7%	53.0%
		青壮年期 女性	68.3%	73.0%

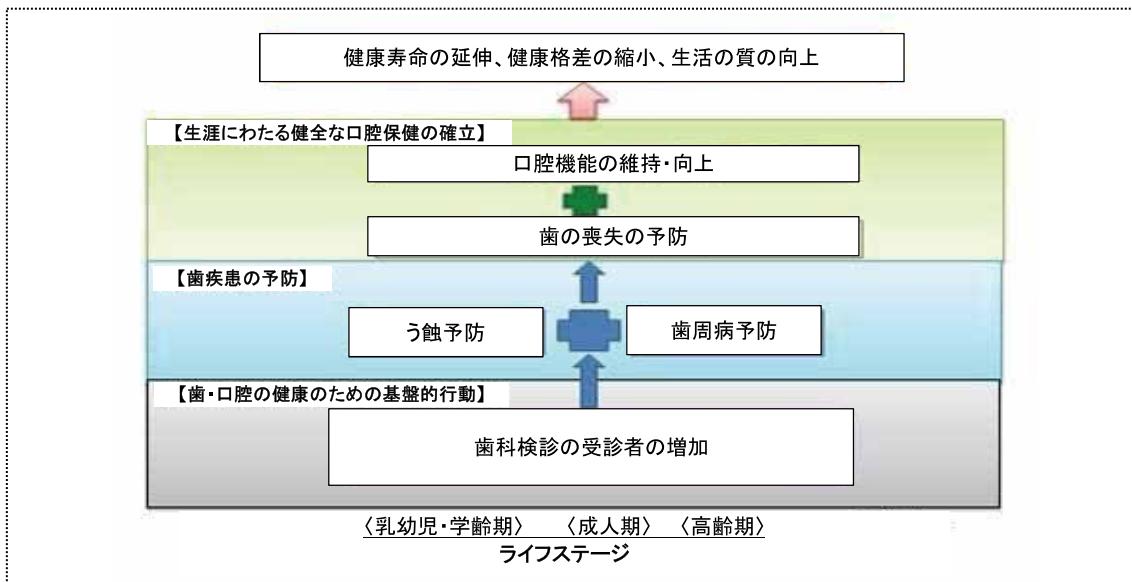
## ④ 歯・口腔の健康

### (1) 今後の取り組み

歯・口腔の健康は、口から食べる喜び、話す楽しみを保つ上で大切であり、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きく寄与しており、市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしています。

このため、8020運動をさらに推進し、一人ひとりの歯・口腔の健康づくりの取り組みや、地域、学校、医療機関等を含めた社会全体として取り組むことが必要です。

#### ■ 歯・口腔の健康に対する基本的な考え方 ■



資料：健康日本 21（第二次）

#### 【取り組みの方向性】

- 歯・口腔の健康の推進

#### 《市民の取り組み》

- 幼児期より規則正しい食習慣、しっかりと噛んで食べる習慣を身につける。
- 歯の大切さを理解し、適切な歯磨き習慣を身につける。
- 歯間清掃用具を習慣的に使用する。
- 歯周病と糖尿病などの全身疾患の関連性を知る。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診・指導及びフッ化物塗布を受けるように努める。

#### 《地域・関係機関の取り組み》

- 学校における歯科保健を推進するために、学校、家庭、学校歯科医との連携を強化する。
- 地域や関係機関は、歯科保健に関する知識の普及啓発に努める。

## 《市の取り組み》

- ライフステージに応じた歯科保健に関する情報を提供し、親と子のよい歯のコンクールや高齢者よい歯のコンクールなどを通して普及啓発を行う。
- 乳幼児健診等で歯科健診・相談・指導を実施する。
- フッ化物塗布・フッ化物洗口についての情報を提供する。
- 生涯にわたる一貫した歯科保健を推進するため、歯科医師会や学校、家庭などと連携を深める。
- 対象者へ歯周疾患検診の受診勧奨を行うとともに、歯周疾患と生活習慣病（糖尿病等）との関連についての情報を提供し、普及啓発に努める。
- 歯間清掃用具の使用方法の指導、普及啓発に努める。

## (2) 現状と目標

No.	目標項目	対象者	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
34	歯間清掃用品を使用する人の增加	青壮年・高齢期	58.2%	65.0%
35	歯科健康診査の受診者の増加	青壮年・高齢期	35.4%	40.0%
36	歯周疾患検診受診率の向上	40・50・60歳	11.0%	15.0%
37	12歳児の平均う歯保有数の減少	12歳児	1.95本	1.50本

## 健康コラム

## 歯周病と全身の疾患との関係

歯周病は、全身のあらゆる疾患に影響し、罹患のリスクを高めたり、病気を悪化させることができます。歯周病の引き金になる歯石は、ブラッシングでは除去できません。歯石は歯科医院の専用機械・機材で除去が必要です。定期的な歯科医院の受診をお勧めします。

## 歯周病

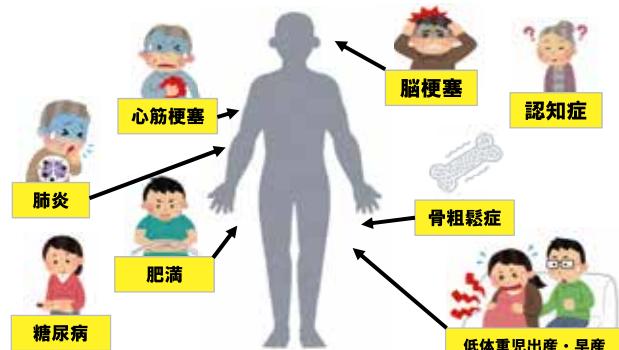


- 歯茎と歯茎の間に歯垢がたまる
- 細菌が歯肉を刺激し炎症が起こる
- 歯周ポケットが深くなる

歯を支える骨まで広がり破壊

それだけではないんです！

## 全身の疾患

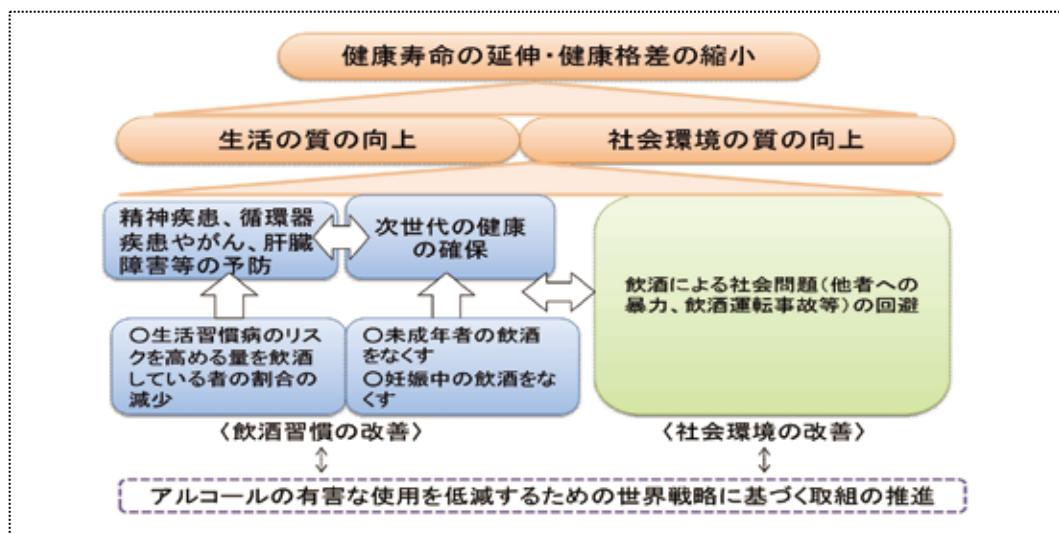


## ⑤ アルコール

### (1) 今後の取り組み

多量飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患やうつ病等の健康障害のリスク要因となるだけでなく、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となり得ます。そのため、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策が必要です。

#### ■ アルコールに対する基本的な考え方 ■



資料：健康日本21（第二次）

#### 【取り組みの方向性】

- アルコール対策の推進

#### 《市民の取り組み》

- 飲酒の健康被害について学習する。
- 休肝日を設け、節度ある適度な飲酒に心がける。
- 未成年者や妊婦、授乳中は飲酒しない。

#### 《地域・関係機関の取り組み》

- 飲酒を無理に勧めない。
- 未成年者や妊婦、授乳中の人には酒を販売せず、入手できない環境づくりに努める。

#### 《市の取り組み》

- 節度ある適度な飲酒についての情報を提供する。
- 飲酒が体に及ぼす影響や相談機関について、情報提供や普及啓発に努める。

### (2) 現状と目標

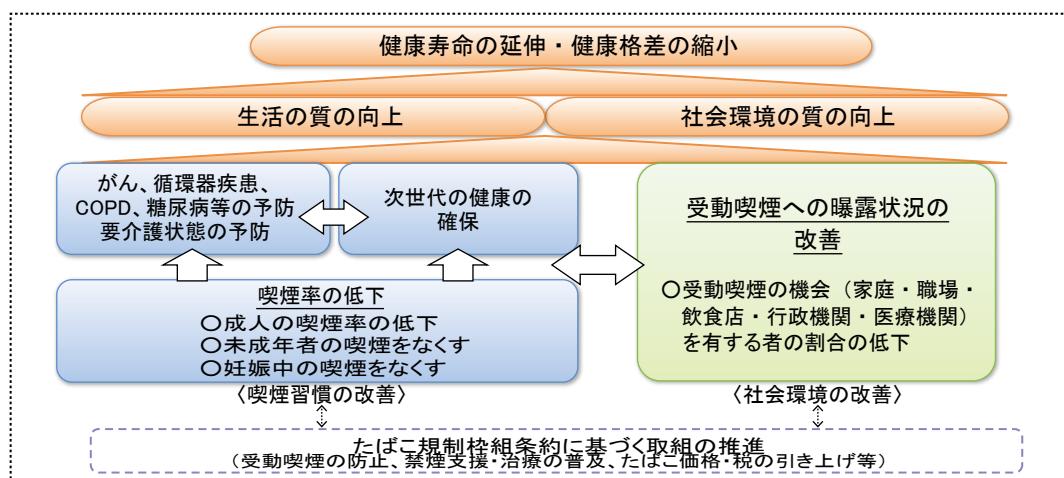
No.	目標項目	対象者	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
38	適度に飲酒している人の増加	青壮年・高齢期	39.2%	45.0%

## ⑥ たばこ

### (1) 今後の取り組み

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）といったNCD（非感染性疾患）の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要となっています。

#### ■ たばこ対策に対する基本的考え方 ■



資料：健康日本21（第二次）

#### 【取り組みの方向性】

- 喫煙習慣の改善

#### 《市民の取り組み》

- たばこの健康被害について、正しい知識を学習する。
- 未成年者や妊婦、授乳中は喫煙しない。
- 喫煙の規則を守って、必ず分煙をする。

#### 《地域・関係機関の取り組み》

- 地域や職場において、喫煙と受動喫煙が健康に及ぼす影響を考えて、禁煙・分煙対策に取り組む。
- 未成年者には、たばこを販売せず、たばこ入手できない環境づくりに努める。

#### 《市の取り組み》

- 禁煙したい人に禁煙外来や相談機関を紹介するなど禁煙支援に努める。
- 喫煙や受動喫煙による体に及ぼす影響についての情報提供、普及啓発に努める。
- 病院や学校と連携を図り、知識の普及啓発に努める。
- 各関係機関と連携を図り、受動喫煙を防止するよう努める。

### (2) 現状と目標

No.	目標項目	対象者	現状値 (H30年)	目標値 (R10年)
39	たばこを吸っている人の減少	男性	25.6%	20.0%
		女性	7.0%	5.0%
40	分煙している人の増加	青壮年・高齢期	86.8%	95.0%

## 健康コラム

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行されます。本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへと変わります。

## ■改正の趣旨■

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講すべき措置等について定める。

## 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

## 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど 20 歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

## 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

参考：厚生労働省 HP



# 参考資料

## 参考資料1：現在、市が実施している主な健康づくりに関連する事業

### 1. 健康づくりを支える環境整備

#### (1) 市民主体の健康づくりの支援、健康を支えるしくみの充実

- ① 生涯を通じた健康づくりに取り組みやすい環境づくり

事業名	概要	課名
健康なまちづくり推進協議会・庁内会議	健康増進法に基づき、市民の健康づくりについて、市及び関係諸団体が連携を図り、効果的な取り組みを検討し推進します。	健康課
健康推進員育成活動支援	健康づくりに役立つ知識を学び、自分から家族や地域へと健康の輪を広げていくために活動する組織の育成を行います。	健康課
食生活改善推進協議会(ヘルスマイト)活動支援	ヘルスマイトの養成講座を行い、新規会員の養成を行います。また、調理実習を含めた学習会や研修会を開催し、活動支援を行います。	健康課
愛育班育成	子どもたちが健やかに生まれ育ち、病気・障がいがあっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的として、声かけ・見守り活動をしている愛育班の活動を支援します。	健康課 子育て支援課
母子保健推進員	母子保健推進員が母子保健事業にスタッフとして参加し、会場での子どもの世話や親の相談相手をし、子育て世代の方が健診や子育て教室等に参加しやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を提供する体制を構築します。	子育て支援課

### 2. 生活習慣病の発症及び重症化予防

#### (1) がん

- ② 発症予防の推進

がん予防普及啓発	がん予防についての健康講座、大腸がん予防のため野菜摂取の啓発や乳がん自己検診の普及を行います。	健康課
----------	---	-----

- ③ 早期発見・早期治療の推進

がん検診実施	肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診の普及啓発、実施に努めます。 小学校区ごとに地域の集会所などでの検診や、特定健診と同日受診できる土日がん検診会場など健診体制を整えます。	健康課
--------	---	-----

事業名	概要	課名
がん検診無料クーポン券配布	がん検診の受診率向上に向け、節目年齢にがん検診の無料クーポン券(子宮頸がん、乳がん、大腸がん)などを送付し、がん検診を受診しやすい環境を推進します。また、無料クーポン対象者向け会場や託児設置会場など検診体制を整えます。	健康課
HPV(ヒトパピローマウイルス)検査実施	がん検診無料クーポン対象者に対してHPV検査の費用を助成します。 ※HPV検査とは、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染の有無を調べる検査	健康課
胃がんピロリ菌検査助成(無料)	20歳以上の方で健康診断やがん検診を受ける方を対象にピロリ菌検査の費用を助成します。(生涯1回)	健康課
肝炎ウイルス検査の助成(無料)	40歳以上の方を対象に肝炎ウイルス検査に関する費用を助成します。(生涯1回)	健康課
精密未受診者対策	がん検診未受診の方に個別通知による受診勧奨を行います。また、精密検査未受診の方に、電話による個別の受診勧奨を行い、医療機関への受診に繋がるように努めます。	健康課

## (2) 循環器疾患

### ④ 発症予防の推進

健康相談	保健師、管理栄養士が個別相談に応じ、生活習慣改善の支援を行います。(血圧測定、体組成、尿検査、血糖測定)	健康課
循環器予防普及啓発	循環器疾患予防についての健康講座や健康教室などを行います。	健康課
認知症予防教室	認知症に関する正しい知識の普及啓発及び認知症や家族を支援する人材の養成を行います。	介護保険課

### ⑤ 早期発見・早期治療の推進

国保特定健康診査	40～74歳の国保被保険者を対象に健康診査を実施します。	健康課
国保人間ドック補助	節目年齢の方を対象に人間ドックの費用の一部助成を行います。	健康課
若人健診(無料)	20歳～39歳で健診を受ける機会のない人を対象に健康診査を実施します。	健康課

### ⑥ 重症化予防の推進

特定保健指導	対象者に対して、初回面接時に立てた行動計画、行動目標に基づき、生活習慣改善の取り組みの支援を行います。	健康課
健診結果説明会	健康診査を受診した方を対象に結果の見方や健康づくりに関するこの健康講座を行います。	健康課
病態別教室	循環器疾患についての健康講座や健康教育を実施します。	健康課

# 参考資料

## (3) 糖尿病

### ⑦ 発症予防の推進

事業名	概要	課名
健康相談	保健師、管理栄養士が個別相談に応じ、生活習慣改善の支援を行います。(血圧測定、体組成測定、尿検査、血糖測定)	健康課
糖尿病普及啓発	糖尿病予防についての健康講座や健康教室などを行います。	健康課

### ⑧ 早期発見・早期治療の推進

国保特定健康診査	40～74歳の国保被保険者を対象に健康診査を実施します。	健康課
国保人間ドック補助	節目年齢の方を対象に人間ドックの費用の一部助成を行います。	健康課
若人健診(無料)	20歳～39歳で健診を受ける機会のない人を対象に健康診査を実施します。	健康課

### ⑨ 重症化予防推進

特定保健指導	対象者に対して、初回面接時に立てた行動計画、行動目標に基づき、生活習慣改善の取り組みの支援を行います。	健康課
健診結果説明会	健康診査を受診した方を対象に結果の見方や健康づくりに関するこの健康講座を行います。	健康課
糖尿病予防教室	特定健診結果から対象者を抽出し、糖尿病についての健康講座や教育を実施します。	健康課
糖尿病等重症化事業	糖尿病療養指導士、管理栄養士、保健師が個別で食生活や生活習慣の見直しについて継続的に支援を行います。特に重症化のリスクが高い未治療の方は医療機関へ受診勧奨を行い、また治療中の人は医療機関からの指示に基づく保健指導を実施します。	健康課
歯周疾患検診(無料)	節目年齢の方を対象に歯周疾患検診の費用の助成を行います。	健康課

## 3. 分野別の健康づくり

### (1) 栄養・食生活

#### ⑩ 健康的な食生活の確立

母子健康手帳交付時の個別指導	母子健康手帳交付時に窓口で「妊娠期・授乳期の食習慣」「からだにやさしい食事(減塩)」「葉酸をとりましょう」など食育の啓発を図ります。	子育て支援課
もうすぐパパママ教室	ご夫婦で出産に向けた準備、育児の準備に向けた栄養に関する教室を開催します。	子育て支援課
5か月児離乳食教室	5か月児のびのび教室の会場で「離乳食教室」を実施。お粥のすりつぶしと食べさせ方の実習、だしの取り方、段階をふみながら食材を増やしていくことなどを説明します。	子育て支援課
ごっくん・もぐもぐ・かみかみ教室	乳児期を対象に隔月1回、離乳各期に応じた離乳食の進め方と、とりわけ離乳食の試食を行います。	子育て支援課

事業名	概要	課名
10か月児すぐそく教室の栄養相談	10か月児教室で個別の栄養相談を行い、離乳食後期の進め方や幼児食への移行などを指導し、悩みや不安の解消を図ります。	子育て支援課
1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児すこやか相談会時の栄養相談	1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児すこやか相談会で個別の栄養相談を行い、幼児食の進め方や規則正しい食習慣の確立に向けての指導を行い、悩みの解消を図ります。	子育て支援課
元気な宇佐っ子を育てる食育事業	保育所・こども園、地域子育て支援拠点と協働し、保護者を対象に「早寝早起き」「朝ごはんをたべよう」など5つのメニューにそってミニ講話や調理実習を行います。	子育て支援課
「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	各学校において特別活動や授業の中で朝食の大切さ等、学習します。また、家庭、PTAと連携し「早寝・早起き・朝ごはん」の実践に向けた取り組みを推進します。	学校教育課 社会教育課
小中学校での食育授業	児童生徒へむけた食育事業では食品の栄養素や、バランスよくとることの大切さ及び体の中での働きなどを指導します。	学校教育課
栄養教諭による学校訪問食育指導	栄養教諭の専門性を生かした指導により食育の推進を図ります。小学校1・4年生と中学校1年生でテーマを決めて栄養教諭及び学校栄養職員による授業を行います。また、学校の実情に応じて、総合的な学習や家庭科等での食育の授業やPTAと連携した食育研修を行います。	学校教育課
家族みんなで！健康チャレンジ	保育所・こども園・幼稚園・小中学校において、8月に取り組んでいただく健康チャレンジの目標の一つに「朝ごはんを食べる」「早寝早起き」を設け、規則正しい生活習慣に対する意識の向上と実践を促します。	健康課
減塩 & 適糖Wキャンペーン	「うすあじ さっぱり しお控えめ」の合言葉で、キャンペーンの普及活動や相談会、塩分測定器の活用、減塩料理の体験などの様々な事業を行い、減塩を広く普及させて意識の向上を図ります。また、糖を適切に摂ってもらうために、食事バランスや野菜摂取の必要性について普及啓発を行います。	健康課
食生活改善推進協議会、大分県栄養士会との連携	食育事業を連携して実施することで、より多くの市民へと働きかけを行い、食育の推進を図ります。	健康課
食事相談会	管理栄養士、保健師が個別相談に応じ、生活習慣改善の支援を行います。(血圧測定、体組成、尿検査、血糖測定)	健康課
ピアサポート事業(クッキング)	障がいのある人の余暇活動や文化活動の支援として、料理教室を開催します。	福祉課
高齢者「食」の自立支援事業	調理が困難な状態の1人暮らしの高齢者等に栄養バランスのとれた昼食(弁当)の提供を行い(上限週5回)、栄養状態の改善や保持を図るとともに、安否の確認を行います。	介護保険課
栄養・食に関する正しい知識の普及	ライフステージに応じた教室や講演会、公民館活動などを通じて、普及啓発に努めます。	社会教育課 学校教育課 子育て支援課 健康課

# 参考資料

## (2) 身体活動・運動

### ⑪ 運動習慣の定着の推進

事業名	概要	課名
もうすぐパパママ教室	ご夫婦で出産に向けた準備や妊婦体操、育児の準備に向けた学習会を開催します。	子育て支援課
1学校1実践	児童生徒の体力向上を目的として、全ての学校で「特色のある一実践」を推進します。	学校教育課
介護予防教室	市民の方を対象に月4回(宇佐地区2回、安心院・院内地区月1回)理学療法士、作業療法士、柔道整復師による介護予防教室を開催します。	介護保険課
スポーツイベント開催 やスポーツ推進員育成	宇佐市体育協会や宇佐市スポーツ推進委員等と連携して、年間を通じて市民体育大会やいんない石橋マラソン大会などのイベントを開催します。	文化スポーツ推進課
健康チャレンジ(ウォーキング、体操)	市民の方を対象に、健康づくりのきっかけ、継続を目的とした健康チャレンジの推進に努めます。	健康課
さわやか運動教室	市民の方を対象に月3回(宇佐・安心院・院内地区各1回)健康運動指導士による運動教室を開催します。	健康課
運動に関する正しい知識の普及	ライフステージに応じた教室や講演会、公民館活動などを通じて、普及啓発に努めます。	社会教育課 学校教育課 子育て支援課 健康課

## (3) 歯・口腔の健康

### ⑫ 歯・口腔の健康の推進

母子健康手帳交付時の保健指導	母子健康手帳交付時に、歯科検診受診の勧奨や歯周疾患予防についての情報提供を行います。また、母子健康手帳アプリでの情報提供も行います。	子育て支援課
歯科ブラッシング教室	10か月児すぐすく教室、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診において、口腔・歯の健康を保ち、むし歯を予防する生活習慣についての情報提供とブラッシングの実践指導を行います。	子育て支援課
フッ化物塗布体験	1歳6か月児健診、3歳6か月児健診において、歯科衛生士によるフッ化物塗布の体験コーナーを設け、むし歯予防に対する意識の向上を図ります。	子育て支援課
保育所・こども園・小中学校におけるフッ化物洗口の実施	市内の保育所・こども園・小中学校において、フッ化物洗口を実施し、予防歯科に努めます。	学校教育課 子育て支援課
歯周疾患検診	口腔内の異常や歯科疾患の有無を早期に発見し、適切な指導をするために、節目年齢の方を対象に歯周疾患検診を実施します。	健康課
健康チャレンジを通じたむし歯予防の普及啓発	保育所・こども園・幼稚園・小中学校において、7~8月に取りくんでいただく健康チャレンジの目標の一つに「毎日歯みがきをする」を設け、むし歯予防に対する意識の向上と実践を促します。	健康課

事業名	概要	課名
親と子のよい歯のコンクール、高齢者よい歯のコンクール	歯科医師会と共に8020運動推進の一環として、口腔の健康に努力してきた者を表彰し、口腔の健康維持の重要性を広く啓発するため、「高齢者よい歯のコンクール」と「親と子のよい歯のコンクール」を実施します。	健康課 子育て支援課
元気アップ訪問事業	要支援1・2の認定を受けた方、基本チェックリスト該当者に対し、歯科衛生士が訪問し、口腔の健康づくりに関して相談対応と指導を行います。	介護保険課
歯科に関する正しい知識の普及	ライフステージに応じた教室や講演会、公民館活動などを通して、普及啓発に努めます。	社会教育課 学校教育課 子育て支援課 健康課

#### (4) 休養・こころの健康

##### ⑬ こころの健康の推進

母子健康手帳交付時の面接	妊娠届出を行った妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊婦の心身の状態や養育環境等についてのアセスメントと面接を行い、継続支援の必要な人を早期に把握します。また相談や保健指導を行うとともに妊娠期から利用できる母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行います。	子育て支援課
もうすぐパパママ教室	妊娠・出産・子育てについての学習、育児経験者や赤ちゃんとのふれあい、参加者同士の交流を通して出産、育児の不安や悩みを軽減し安心して出産、子育てができるよう支援します。	子育て支援課
こんなちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、子育ての相談、助言、子育て支援サービスの情報提供を行います。	子育て支援課
養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、訪問し養育に関する指導、助言を行うことにより、家庭の適切な養育の実施の確保に努めます。	子育て支援課
育児教室・育児相談	「こんなちは赤ちゃん広場」や「親と子のふれあい広場」を実施し、児の発達相談や育児相談に対応します。 また、集団健診の場においても、育児に関する相談等に個別に専門家が対応し、保護者の不安や心配ごとの軽減に努めます。	子育て支援課
子育て教室	乳幼児をもつ親や家族を対象に、子どもの健やかな成長発達を促すための子育て学習会を開催します。	子育て支援課
ツインズ広場	多胎児家庭の交流の場を設け、同じ悩み等を持つ者同士が交流、相談できる場を提供し、悩みの解消を支援します。	子育て支援課
乳幼児発達相談事業	乳幼児の発達に関して専門スタッフが相談に応じ、助言や指導を行い、保護者の負担や不安の軽減を図ります。	子育て支援課

# 参考資料

事業名	概要	課名
地域子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、保育所等において、子育て家庭の支援や子育てサークル活動の育成・支援などを行います。また、専門スタッフを配置し、育児相談や情報の提供を行い、子育て家庭が持つ不安や悩みの解消と子育て中の家庭が互いに交流できる場を提供します。	子育て支援課
子どもの家庭問題・悩み事相談	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行います。	子育て支援課
高齢者ふれあいサロン事業	高齢者が地域の中で生き生きとした生活が送れるよう地域の公民館など気軽に集まれる「サロン」の設置を進めます。	介護保険課
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面に関して専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用して、相談体制の充実を図ります。	学校教育課
宇佐市教育支援センター事業	指導員及びカウンセラーによる相談活動	学校教育課
家庭教育支援事業	家庭教育の在り方について、子育てに関する講演会や料理教室など学習機会を提供しています。新一年生保護者に子育ての指針となる「親の学びコーチング読本」を配布します。	社会教育課
心配ごと相談	日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な援助・指導を行い、地域住民の福祉の向上を図ります。	福祉課
思春期こころの相談	10~20代の方、その保護者や家族を対象として、臨床心理士による個別相談を行います。	健康課
健康相談	保健師によるこころと体の健康相談に応じます。	健康課
こころの体温計	宇佐市ホームページ内において、自分や家族のストレスチェックができる「こころの体温計」サイトを設置します。サイト内には、相談窓口を掲載します。	健康課
宇佐市自殺予防対策強化推進協議会・府内連絡会	保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関・関係団体との連携を図り、支援を必要としている人が適切な支援を受けられるよう、生きることの包括的支援の実施に努めます。	健康課 福祉課
こころや休養に関する正しい知識の普及	ライフステージに応じた教室や講演会、公民館活動などを通じて、普及啓発に努めます。	社会教育課 学校教育課 子育て支援課 健康課

## (5) アルコール

### ⑭ アルコール対策の推進

母子健康手帳交付時の保健指導	母子健康手帳交付時に飲酒状況を聴取し、飲酒が健康に与える影響について情報提供し、保健指導を行います。	子育て支援課
飲酒に関する正しい知識の普及	ライフステージに応じた教室や講演会、公民館活動などを通じて、普及啓発に努めます。	社会教育課 学校教育課 子育て支援課 健康課

## (6) たばこ

## ⑯ 喫煙習慣の改善

事業名	概要	課名
母子健康手帳交付時の保健指導	母子健康手帳交付時に喫煙歴を聴取し、たばこが健康に与える影響について情報提供し、保健指導を行います。	子育て支援課
健康チャレンジを通じた禁煙の普及啓発	健康チャレンジの健康づくり目標の一つに「禁煙」を設け、市民の方の禁煙を支援します。	健康課
喫煙に関する正しい知識の普及	ライフステージに応じた教室や講演会、公民館活動などを通して、普及啓発に努めます。	社会教育課 学校教育課 子育て支援課 健康課

## 参考資料2：策定までの経過

年月日	会議名称等	内 容
平成30年 10月16日	平成30年度健康なまちづくり推進協議会	第二次宇佐市健康増進計画策定趣旨 策定スケジュールについて
平成31年 1月	市民アンケート実施	市民 4500人対象 回収率 38.1%
令和元年 6月～7月	健康づくり関係団体ヒアリング	24団体(健康なまちづくり推進協議会委員)を対象に個別ヒアリング実施
令和元年 7月16日	健康なまちづくり庁内会議	第二次宇佐市健康増進計画趣旨 アンケート、ヒアリング調査結果について
令和元年 7月23日	健康なまちづくり推進協議会	第二次宇佐市健康増進計画趣旨 アンケート、ヒアリング調査結果について
令和元年 8月	庁内関係課 ヒアリング	健康に関する取り組み状況
令和元年 12月20日	健康なまちづくり推進協議会	第二次宇佐市健康増進計画素案について
令和2年 1月20日から 1月31日まで	パブリックコメント	

# 参考資料

## ■ 市民アンケート調査の実施

下記に示す対象者ごとに、平成 31 年 1 月から 2 月にかけて、郵送により配布、回収を行う郵送調査を実施しました。

各ライフステージにおいて、世帯から無作為に 1 人を抽出（同一世帯は重複しないように抽出）

ライフステージ	対象者	配布・回収状況		
乳児期	乳児の保護者	発送数 回収数 回収率	200 109 54.5%	
幼児期	1歳児、3歳児の保護者	発送数 回収数 回収率	600 317 52.8%	
	6歳児の保護者	配布数 回収数 回収率	300 170 56.7%	
学童・思春期	11歳児の保護者	発送数 回収数 回収率	400 191 47.8%	
	14歳児の保護者	発送数 回収数 回収率	400 191 47.8%	
	17歳	配布数 回収数 回収率	400 110 27.5%	
青年期	18～39歳	配布数 回収数 回収率	1600 335 20.9%	
壮年期	40～64歳	配布数 回収数 回収率	900 316 35.1%	
高齢期	65歳以上	配布数 回収数 回収率	700 354 50.6%	

## ■ 健康づくり関係団体ヒアリング調査

「第二次健康増進計画」の策定にあたり、健康づくりに関する各種団体（健康なまちづくり推進協議会委員）へのヒアリングを行い、健康づくりの取り組みや課題を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

実施期間	令和元年6月10日～7月20日
実施方法	訪問等による個別ヒアリング調査
ヒアリング対象団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北部保健所</li> <li>2. 市議会議員</li> <li>3. 自治会連合会</li> <li>4. 老人クラブ連合会</li> <li>5. 民生委員児童委員協議会</li> <li>6. 婦人団体連合会</li> <li>7. 愛育会連合会</li> <li>8. 医師会</li> <li>9. 歯科医師会</li> <li>10. 薬剤師会</li> <li>11. 商工会議所</li> <li>12. 兩院商工会</li> <li>13. 社会福祉協議会</li> <li>14. スポーツ推進員委員協議会</li> <li>15. 社会教育委員</li> <li>16. 学校保健会</li> <li>17. PTA連合会</li> <li>18. 農業協同組合北部事業部</li> <li>19. 漁業協同組合宇佐支店</li> <li>20. 地域コミュニティ組織連絡協議会</li> <li>21. 国保健康保険運営協議会</li> <li>22. ウォーキング協会</li> <li>23. 認可保育園認定こども園協議会</li> <li>24. 食生活改善推進協議会</li> </ol>

# 参考資料

## 参考資料3：策定委員名簿

### 令和元年度 宇佐市健康なまちづくり推進協議会員名簿

所 属	役 職	氏 名
宇佐市	市 長	是 永 修 治
宇佐市	副 市 長	信 國 和 德
宇佐市	教 育 長	竹 内 新
大分県北部保健所	所 長	山 下 剛
宇佐市議会文教福祉常任委員会	委 員	河 野 瞳 夫
宇佐市自治会連合会	代 表	小 松 和 孝
宇佐市老人クラブ連合会	会 長	横 光 大
宇佐市民生委員児童委員協議会	会 長	中 山 実 生
宇佐市地域婦人団体連合会	会 長	奥 城 朝 恵 子
宇佐市医師会	代 表	時 枝 正 史
宇佐歯科医師会	会 長	金 子 政 則
宇佐市薬剤師会	会 長	宮 崎 雅 英
宇佐市愛育会	代 表	植 松 好 子
宇佐市食生活改善推進協議会	会 長	荷 宮 みち恵
宇佐商工会議所	代 表	河 合 豊 彦
宇佐両院商工会	会 長	川 野 克 喜
宇佐市社会福祉協議会	会 長	相 良 誠一郎
宇佐市スポーツ推進委員協議会	会 長	木 部 嘉 成
宇佐市社会教育委員	代 表	石 川 淑 子
宇佐市学校保健会	事務局長	木 村 永 生
宇佐市PTA連合会	会 長	山 田 弘 樹
大分県農業協同組合北部事業部	代 表	木 野 浩 司
大分県漁業協同組合宇佐支店	支 店 長	松 山 将 隆
宇佐市地域コミュニティ組織連絡協議会	会 長	中 原 徹 二
宇佐市国民健康保険運営協議会	代 表	佐 藤 信 一
宇佐ウォーキング協会	代 表	井 上 弘 美
宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	会 長	平 田 崇 明
宇佐市	福祉保健部長	松 木 美 恵 子

## 令和元年度 宇佐市健康なまちづくり推進庁内会議名簿

役職	所属	氏名
会長	副市長	信國和徳
副会長	教育長	竹内新
会員	総務部長	久保桂一
"	市民生活部長	荒牧巖
"	福祉保健部長	松木美恵子
"	経済部長兼農政課長	河野洋一
"	建設水道部長	城隆弘
"	安心院支所長	大坪一郎
"	院内支所長	江口弘和
"	教育次長	上田誠之
"	議会事務局長	麻生公一
"	総務課長	末宗勇治
"	企画財政課長	出口忠則
"	生活環境課長	新納孝明
"	林業水産課長	吉武裕子
"	観光まちづくり課長	尾方勇司
"	文化・スポーツ振興課長	香下秀美
"	福祉課長	奥野博文
"	子育て支援課長	祥雲弘一
"	介護保険課長	岡部輝明
"	安心院支所市民サービス課長	樋田義弘
"	院内支所市民サービス課長	井上涼治
"	学校教育課長	竹下富美子
"	社会教育課長	久野勝教
"	学校給食課長	久井田裕

## 参考資料4：宇佐市健康なまちづくり推進協議会設置要綱

### ○宇佐市健康なまちづくり推進協議会設置要綱

平成17年3月31日

告示第65号

改正 平成24年3月30日告示第113号 平成26年3月31日告示第52号  
平成30年10月5日告示第193号

#### (目的)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、健康なまちづくりに係る施策を円滑に実施するため、市及び関係諸団体の有機的な連絡協調を図ることにより、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (設置)

第2条 前条の目的を達成するために、宇佐市健康なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について調査研究し、決定した事項を積極的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康保持増進のため、疾病予防、検診等の健康づくりに関する事項
- (2) 宇佐市健康増進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するため必要があると認める事項

#### (構成)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員並びに顧問により構成する。

2 会長には市長、副会長には委員のうちから会長が指名する2人をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者を市長が任命又は委嘱する。

4 顧問は、会長が有識者のうちから委嘱する。

#### (任期)

第5条 役員及び委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員及び委員の再任は妨げない。

#### (任務)

第6条 役員及び委員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 委員は、協議会の協議に参画するとともに、決定事項については、その所属機関及び団体において積極的に推進浸透を図らなければならない。

2 顧問の職務は、協議会の活動及び運営について会長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

#### (会議)

第7条 協議会は、必要により会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、協議会の会議の招集を会長に要請することができる。

#### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康課において行う。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

この告示は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 113 号）

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(宇佐市健康なまちづくり推進協議会幹事会運営要綱の廃止)

2 宇佐市健康なまちづくり推進協議会幹事会運営要綱（平成 17 年宇佐市告示第 66 号）は、廃止する。

(宇佐市健康増進計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

3 宇佐市健康増進計画策定・推進委員会設置要綱（平成 21 年宇佐市告示第 147 号）は、廃止する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 52 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 5 日告示第 193 号）

この告示は、公示の日から施行する。

## 別表（第 4 条関係）

## 宇佐市健康なまちづくり推進協議会委員

宇佐市医師会代表
宇佐歯科医師会代表
宇佐市薬剤師会代表
宇佐市自治会連合会代表
宇佐商工会議所代表
宇佐両院商工会代表
宇佐市老人クラブ連合会代表
宇佐市愛育会代表
宇佐市食生活改善推進協議会代表
宇佐市社会福祉協議会代表
宇佐市スポーツ推進委員協議会代表
宇佐市地域婦人団体連合会代表
宇佐市学校保健会代表
宇佐市 P T A 連合会代表
大分県農業協同組合北部事業部代表
大分県漁業協同組合宇佐支店代表
大分県北部保健所長
宇佐市文教福祉常任委員会代表
宇佐市民生委員児童委員協議会代表
宇佐市地域コミュニティ組織連絡協議会代表
宇佐市国民健康保険運営協議会代表
宇佐市社会教育委員代表
宇佐ウォーキング協会代表
宇佐市認可保育園・認定こども園協議会代表
宇佐市副市長
宇佐市教育委員会教育長
宇佐市福祉保健部長

## 参考資料5：宇佐市健康なまちづくり推進庁内会議設置要綱

### 宇佐市健康なまちづくり推進庁内会議設置要綱

平成24年3月30日

要綱第8号

改正 平成24年12月28日要綱第29号〔題名改正〕 令和元年6月24日要綱第2号

#### (設置)

第1条 庁内における健康なまちづくりに係る施策の総合的な推進を図るため、宇佐市健康なまちづくり推進庁内会議（以下「健康庁内会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 健康庁内会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宇佐市健康なまちづくり施策の企画及び実施に関すること。
- (2) 健康なまちづくり推進協議会の審議事項に関すること。
- (3) その他健康なまちづくりに係る重要事項に関すること。

#### (組織)

第3条 健康庁内会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は副市長をもって充て、副会長は教育長をもって充てる。
- 3 会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。（本部長及び副本部長）

#### (会長及び副会長)

第4条 会長は、健康庁内会議を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 健康庁内会議は、会長が招集し、議長となる。

#### (専門部会)

第6条 会長は、特に専門的な事項について調査及び研究するため健康庁内会議に専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営については、会長が定める。
- 3 専門部会は、調査、研究の経過及び結果を健康庁内会議に報告しなければならない。

#### (事務局)

第7条 健康庁内会議及び専門部会の事務局は、福祉保健部健康課に置く。

- 2 事務局長は、健康課長をもって充てる。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、健康庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年12月28日要綱第29号）

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

#### 附 則（令和元年6月24日要綱第2号）

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。



